

福岡県歯科保険医協会規則

第1章 名 称

第1条 本会は福岡県歯科保険医協会と称し事務所を福岡市におく。

第2章 目的と事業

第2条 本会は国民の歯科医療の充実と向上をはかると共に、保険医の生活を守り、保険医の権利を獲得することを目的とする。

第3条 本会は前記の目標を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 社会保険医療を中心として、その他関連医療制度に関する調査・研究
- 2 研究会、講習会の開催、及び講師の斡旋
- 3 保険医療に必要な相談事項の整理
- 4 機関紙、誌の発行と普及
- 5 福祉活動
- 6 その他必要と認める事業

第3章 会 員

第4条 福岡県下の歯科保険医で、本会の規則を承認し、所定の入会金、会費を納める者を会員とする。

第5条 本会に入会しようとする者は所定の申込書を提出すればよい。

本会の会員は歯科医でなければならない。会員に準じて、本会の事業に参加する、参加協力する者は協力会員とする。

2 準会員

本会の活動に協力するものは準会員とする。

準会員は協会の事業に参加することができる。

第6条 本会を退会しようとする者は理由を記し退会届を提出すればよい。ただし、会員が故意に6ヶ月を超えて、会費納入を怠ったときは、理事会にはかり、当該会員の退会手続きを行うことができる。

第7条 会員は規約を守って本会の催す各種の会合に出席し、自由に意見をのべ、本会の諸施設を利用することができる。また会員は、規約に従い役員を選挙し、選挙される権利がある。協力会員は、本会の事業に参加することはできるが、議決権はもたない。協力会員の会費は徴収しない。

2 準会員は本会の事業に参加することができるが、議決権はもたない。準会員の会費は徴収しない。

第4章 役 員

第8条 本会は次の役員をおく。

- 会 長 1名
副会長 3名以内
理 事 30名以内
(但し、会長、副会長を含む)
監 事 2名

第9条 本会の役員は次の通り選出する。

- 1 本会の役員は総会において選出する。選出方法は別に定める。任期は2年とし、ただし、再任をさまたげない。
- 2 役員の新補充は理事会で行うことができる。ただし、次期総会に報告し承認を得る。

第10条 会長は理事会の議長となり、また本会の代表者となり会務全般の責務にあたる。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。

第12条 理事は諸専門部を担当し、会務を執行すると共に、事務局を指揮し、日常の事務処理の責に任ずる。

第13条 監事は本会の資産及び会計を監査する。監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第14条 役員に欠員が生じた時は、補充することができる。

- 第15条 役員の任期は二年とする。但し重任を妨げない。任期を満了しても後任者が職務を行うまでは、その職務を行わなければならない。
- 第16条 本会に顧問を置くことができる。但し総会の承認を要する。

第5章 会 議

- 第17条 本会に会議をおく。
総会
理事会
- 第18条 会議の議決は、出席の多数決によるが可否同数の時は、議長が決める。
- 第19条 総会は本会の最高決議機関であり、定期総会は毎年1回5月に開き、臨時総会は理事会が必要と認めた時、あるいは会員の5分の1以上の要求があるときは開かねばならない。総会の議長は出席会員より選出する。
- 第20条 総会では次の事項を行なう。
1 会務報告の審議決定
2 規則の修正変更。但し出席会員の3分の2以上の賛成を要する
3 活動方針の審議決定
4 決算ならびに予算の審議決定
5 その他重要事項の審議決定
- 第21条 総会の期日、場所等は理事会で決定する。
- 第22条 理事会は本会の執行機関であり、会長、副会長、理事で構成する。
- 第23条 理事会は毎月1回以上開き、その他必要と認める時は会長が召集する

第6章 地区組織

- 第24条 本会に会務を処理し、事業推進を図るため地区組織をおくことができる。
- 第25条 地区組織の名称は支部とし、支部長を1名置く。
- 第26条 支部長は地区組織から選出し理事会の承認を得なければならない。

第7章 会 計

- 第27条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金を以ってあてる。
- 第28条 本会の入会金、会費は総会で決める。ただし、会費に福岡県歯科保険医新聞の購読料を含む。
(会員区分)
①一般会員 (開業医、勤務医等を含む)
②減額会員 (満75歳以上、共済加入、「月刊保団連」、協会紙の送付のみ)
(会費)
①一般会員 5,000円/月
②減額会員 2,500円/月

- 第29条 本会の財産は理事会が管理する。
- 第30条 本会に納入済の会費は返却しない。
- 第31条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 事務局

- 第32条 本会に事務局を置く。
事務局員の任免、給与、その他必要な事柄は理事会で決める。

附 則

- 規則に関する諸規定は理事会で定める。
- 本会は、全国保険医団体連合会に加盟している。
- 準会員の範囲は下記の範囲とする。
①福岡県保険医協会の会員
②福岡県歯科保険医協会・福岡県保険医協会、両協会の事務局員
③その他、協会活動に貢献があり、理事会が認めた者。
- この規則は議決の日から施行する。

昭和54年4月14日 議 定
昭和56年4月11日 一部改訂
昭和63年4月23日 一部改訂
平成12年4月22日 一部改訂
平成14年4月20日 一部改訂
平成16年4月24日 一部改訂
平成27年5月30日 一部改訂
平成28年5月28日 一部改訂